

項番			機 能 名		概 要	備考	任意
			大項目	中項目			
1	1	1	団体内統合宛名番号等管理機能	団体内統合宛名番号付番及び業務との関連付け	情報連携が必要となる対象者の個人番号などの個人に関する情報を本システムの操作画面で個別登録できること。		
		2			団体内統合宛名番号登録用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、情報連携が必要となる複数の対象者の個人番号など、個人に関する情報を一括で登録できること。なお、入力用ファイルのデータ項目は、別途指定するものとする。		
		3			個人番号登録時に桁数（12桁）やチェックデジットの確認を行うこと。		
		4			個人番号登録時に当該個人番号に対応する団体内統合宛名番号が登録されていない場合は、新規で団体内統合宛名番号を自動付番のうえ登録するとともに、付番した団体内統合宛名番号を、操作しているユーザーが属する業務に関連付けれること。		
		5			個人番号登録時に当該個人番号に対応する団体内統合宛名番号が登録済である場合は、当該団体内統合宛名番号を、操作しているユーザーが属する業務に関連付けれること。		
		6			新規に付番した団体内統合宛名番号について、中間サーバーに対して送信し、登録結果の取得をできること。		
		7			団体内統合宛名番号を新規に付番した際には、その結果を画面で確認できること。		
		8			1-1-2において、団体内統合宛名番号登録用のデータ入力用ファイルを取り込んだ内容についての処理結果を画面表示及びファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする。		
		9			複数の業務での関連付けの有無を本システムの操作画面で確認できること。		
1	2	1	真正性確認		業務宛名情報の新規登録時、団体内統合宛名番号の付番前に新規登録対象データをファイル出力し、住基ネットと記憶媒体又は共有フォルダーを介して手作業で連携できること。（ファイル形式については、住基ネットの情報一括提供機能の仕様に従うこと。）		
		2			1-2-1による住基ネット連携後に出力された結果ファイルを記憶媒体又は共有フォルダーを介して手作業で連携により取得できること。（ファイル形式については、住基ネットの情報一括提供機能の仕様に従うこと。）		
		3			1-2-2により取得したファイルと新規登録する業務宛名情報の個人番号及び清音化した氏名読みかたを突合することで、真正性を確認できること。		
1	3	1	符号取得状況管理		団体内統合宛名番号ごとに符号取得ステータス（符号取得要求未実施、符号取得依頼待ち、符号取得依頼済み、符号取得済み、エラーなど）を管理すること。		
		2			業務宛名番号・氏名（氏のみ、名のみを含む。）を検索キーとして符号取得ステータスを本システムの操作画面で検索できること。		
		3			1-3-2の検索キーには、個人番号及び団体内統合宛名番号を含めることができること。		○
		4			符号取得要求の実施及び符号取得依頼ファイルの出力後、定期的に中間サーバーから符号取得状況の取得を行い、符号取得ステータスを更新すること。		
1	4	1	符号取得要求		個人番号が新規で登録され、団体内統合宛名番号が付番された後、中間サーバーに対して自動で符号取得要求ができること。		
		2			1-1-2において、個人番号が一括登録された場合は、符号取得要求の必要がある個人番号には新規に団体内統合宛名番号が付番された後、自動で中間サーバーに対して一括で符号取得要求ができること。		
		3			1-4-2において、一括で符号取得要求された受付結果をファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする（データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。）。		
1	5	1	符号取得依頼		住基ネットに連携するための符号取得依頼ファイルを中間サーバーから取得した上で出力し、記憶媒体又は共有フォルダーを介して住基ネットと手作業で連携できること。		
		2			出力した符号取得依頼ファイルを住基ネット連携前に誤って削除してしまった場合を想定し、符号取得依頼ファイルの再出力機能を備えること、又は符号取得依頼ファイルのバックアップを保有していること。		
		3			1-4-2において、一括で符号取得要求された符号取得結果をファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする（データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。）。		
1	6	1	団体内統合宛名番号削除及び業務との関連付け解除		登録不要な個人の誤登録をした場合を想定し、登録済の団体内統合宛名番号が複数の業務と関連付けされている場合において、特定の業務と当該団体内統合宛名番号との関連付けのみを解除できること。		
		2			1-6-1において、特定の業務に関連付けられる副本が登録されている場合は、当該業務の関連付けの解除を不可とすること。（副本が関連付けられている場合に、宛名情報を削除できないよう制限している場合も含む。）		○
		3			1-6-1において、特定の業務に関連付けられる情報照会履歴が存在する場合は、当該業務の関連付けの解除の際に、警告表示をすること。		○
		4			1-6-1において、特定の業務との関連付けを解除した団体内統合宛名番号について、当該業務で登録されている業務宛名番号及び基本4情報を削除できること。		
		5			1つの業務のみに関連付けられている団体内統合宛名番号に対し業務との関連付けを解除した場合は、当該団体内統合宛名番号及び対応する個人番号を削除又は関連付けを解除できること。		
		6			団体内統合宛名番号の削除を行った場合、削除した団体内統合宛名番号は欠番とし、再利用しないこと。		
		7			符号取得ステータスが「エラー」となった団体内統合宛名番号を削除できること。		

項番			機能名		概要	備考	任意
			大項目	中項目			
		8			団体内統合宛名番号を削除した際は、中間サーバーに対しても削除の電文を送信すること。		
1	7	1		個人番号変更	登録済の個人番号を個別に変更できること。		
		2			個人番号の変更履歴を保存し、過去の登録状況を本システムの操作画面で参照できること。		
1	8	1		業務宛名番号管理	業務ごとに一つの団体内統合宛名番号に対して複数の業務宛名番号を登録できること。		
		2			業務宛名番号は、異なる業務であれば同じ業務宛名番号が利用できること。		
		3			登録済の業務宛名番号を個別に変更・削除（登録が任意の場合）ができること。（変更については、削除及び登録の方法でもよい。）		
		4			業務宛名番号の変更履歴を保存し、過去の登録状況を本システムの操作画面で参照できること。		○
1	9	1		基本4情報管理	一つの団体内統合宛名番号に対して、業務ごとに基本4情報を登録できること。		
		2			基本4情報の項目は氏名、住所、性別、生年月日とする。 氏名は、漢字姓・漢字名、又は漢字姓名とする。 生年月日は西暦に対応していること。		
		3			基本4情報のほかに、氏名の読みカナを登録できること。		
		4			基本4情報の登録は任意、又は氏名のみ登録必須とできること。		
		5			登録済の基本4情報を個別に変更・削除（登録が任意の場合）ができること。		
		6			住基ネットの情報一括提供機能を利用して、個人番号と紐づく基本4情報を一括で取得する際に必要となる個人番号の一覧をデータ出力用ファイルに出力できること。 （ファイル形式については、住基ネットの情報一括提供機能の仕様に従うこと。）		
		7			1-9-6において、出力したファイルと住基ネットの情報一括提供機能を利用して取得した基本4情報の一覧が記載されたファイルを登録し、基本4情報の登録・更新をできること。		
		8			基本4情報の変更履歴を保存し、過去の登録状況を本システムの操作画面で参照できること。		
1	10	1		団体内統合宛名番号等の検索	業務宛名番号、氏名（氏のみ、名のみを含む。）を検索キーとして、参照権限のある個人番号・業務宛名番号・団体内統合宛名番号、基本4情報等の登録状況が本システムの操作画面で検索できること。		
		2			1-10-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合宛名番号を含めることができること。		○
		3			検索結果を一覧表示できること。		
		4			検索結果をデータ出力用ファイルに出力できること。		○
2	1	1	情報照会機能	情報照会要求登録	他団体への情報照会の要求内容を本システムの操作画面で個別登録できること。		
		2			情報照会登録用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、複数の情報照会を一括で登録できること。なお、入力用ファイルのデータ項目は、別途指定するものとする（データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。）。		
		3			登録された情報照会の要求内容について、中間サーバーに対して情報照会要求を行うこと。		
		4			2-1-2において、情報照会用のデータ入力用ファイルを取り込んだ内容についての処理結果を画面表示及びファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする（データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。）		
		5			中間サーバーからエラーが返却された場合は、そのエラーコードを本システムの操作画面で確認できること。		
		6			データ標準レイアウトの内容と一致しない場合は中間サーバーへの連携前に本システムの操作画面にエラー表示を行うこと。		
		7			団体内統合宛名番号が未付番又は符号が未取得状態で情報照会又は副本登録をした場合、即時に確認画面又はメッセージ等を表示し、ユーザーに対して速やかなエラー解消を促すこと。		
		8			照会要求を行うもののうち、一部について団体内統合宛名番号が未付番又は符号が未取得のものがあった場合、処理可能なものについては即時に情報照会が行われること。 ※例：100件の照会を行った際に、1件符号未取得によりエラーとなった場合、残りの99件は、即時に照会処理を行う。		
		9			本システムの操作画面で個別に情報照会要求の登録を行う場合、操作者の業務で情報照会可能である事務、事務手続、特定個人情報、情報照会条件、情報提供者機関等を選択肢から指定できること。		
		10			本システムの操作画面で個別に情報照会要求の登録を行う場合、先に選択した項目に応じて、残りの項目選択時に表示される選択肢を絞り込むこと。		
		11			事務、事務手続、特定個人情報等の組合せをテンプレートとして登録できること。		○
		12			本システムの操作画面で複数の情報照会要求を一括入力でき、中間サーバーに連携できること。		
2	2	1		取りやめ	情報照会要求の登録後、情報照会要求の取りやめが可能なステータスである場合、取りやめの要求ができること。		
		2			情報照会要求の取りやめの際は、取りやめ事由を都度、選択できること。		○
2	3	1		情報照会状況確認	実施した情報照会要求及び取りやめ要求に対して、定期的に中間サーバーから情報照会状況の取得を行い、ステータスを更新できること。		
		2			業務宛名番号、氏名（氏のみ、名のみを含む。）、対象期間等を検索キーとして、参照権限のある情報照会状況が本システムの操作画面で検索できること。		
		3			2-3-2の検索キーには、個人番号及び団体内統合宛名番号を含めることができること。		○

項番			機 能 名		概 要	備考	任意
			大項目	中項目			
		4			本システムの操作画面に検索結果を一覧表示できること。		
3	4	1		情報照会結果管理	情報提供機関からの情報提供が完了した後、提供された特定個人情報（情報照会結果）の確認が本システムの操作画面でできること。		
		2			業務宛名番号、氏名（氏のみ、名のみを含む。）等を検索キーとして、参照権限のある情報照会結果が本システムの操作画面で検索できること。		
		3			2-4-2の検索キーには、個人番号及び団体内統合宛名番号を含めることができること。		○
		4			特定個人情報（情報照会結果）をデータ出力用ファイルに出力できること。 なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする。		
2	5	1		情報照会履歴	業務、業務宛名番号、対象期間等を検索キーとして、情報照会要求履歴を本システムの操作画面で検索し、該当する履歴がある場合は表示できること。		
		2			2-5-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合宛名番号を含めることができること。		○
		3			情報照会要求履歴の保存期間を設定できること。		○
		4			提供された特定個人情報等をユーザー操作で個別に削除できること。		
		5			提供された特定個人情報等を設定した条件で定期的に自動削除し、又は随時手動で削除できること。		
3	1	1	情報提供機能 （副本登録）	副本登録、更新	本システムの操作画面で副本を個別に登録及び更新できること。		
		2			本システムの操作画面で個別に登録及び更新した副本の登録内容を本システムの操作画面で確認できること。		
		3			本システムの操作画面で個別に副本の登録を行う場合、操作者の業務で副本登録が可能である特定個人情報項目等を選択肢から指定できること。		
		4			本システムの操作画面で、複数件の副本登録を一括入力でき、中間サーバーに連携できること。（ExcelツールによりCSVファイルを作成でき、ファイルのアップロードにより複数の副本登録が可能なものも含む。）。		
		5			特定個人情報登録用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、複数の副本を一括で登録できること。なお、入力用ファイルのデータ項目は、別途指定するものとする。		
		6			複数のシステム又は業務で管理されるデータ項目を、データ標準レイアウト（特定個人情報番号20番等）の定義どおりに統合できること。		
		7			本システムに登録された副本について、中間サーバーに対して副本登録を行うこと。		
		8			中間サーバーからエラーが返却された場合は、そのエラーコードを本システムの操作画面で確認できること。		
		9			データ標準レイアウトの内容と一致しない場合は中間サーバーへの連携前に本システムの操作画面にエラー表示を行うこと。		
		10			団体内統合宛名番号が未付番又は符号が未取得状態で情報照会又は副本登録をした場合、即時に確認画面又はメッセージ等を表示し、業務担当者に対して速やかなエラー解消を促すこと。		
		11			特定個人情報の登録を行うもののうち、一部について団体内統合宛名番号が未付番又は符号が未取得のものがあつた場合、処理可能なものについては、特定個人情報の登録処理が行われること。 ※例：100件の登録を行った際に、1件符号未取得によりエラーとなった場合、残りの99件は登録処理を行う		
		12			副本の登録を行った翌開庁日に中間サーバーに対して特定個人情報更新結果を確認できること。		
		13			3-1-5において、特定個人情報登録用のデータ入力用ファイルを取り込んだ内容についての処理結果を画面表示及びファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする。		
		14			旧版の副本について、版を指定して修正が可能であること。		
3	2	1		副本削除	本システムの操作画面で副本を個別に削除できること。 （CSVファイルで連携された副本について、CSVファイルによる副本削除のみに対応が限定される場合も含む。）		○
		2			特定個人情報削除用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、複数の副本を一括削除できること。		
		3			中間サーバーからエラーが返却された場合は、本システムの操作画面にエラー表示を行うこと。		
		4			データ標準レイアウトのメジャー改版等により、情報連携されなくなった本システムに登録済みの旧版の副本を、本システムから一括削除できること。 （CSVファイル連携で削除対象の版番号を指定して削除することにより対応となる場合も含む。）		○
3	3	1		副本登録状況確認	業務宛名番号、氏名（氏のみ、名のみを含む。）を検索キーとして、中間サーバーに登録されている副本の内容を検索できること。		
		2			3-3-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合宛名番号を含めることができること。		○
		3			検索結果を一覧表示できること。		
		4			検索結果をデータ出力用ファイルに出力できること。		○
3	4	1		自動応答不可設定、 不開示設定	団体内統合宛名番号単位で自動応答不可フラグの設定及び解除ができること。		

項番			機 能 名		概 要	備考	任意
			大項目	中項目			
		2			特定個人情報単位で自動応答不可フラグの設定及び解除ができること。		
		3			特定個人情報のデータセット単位で自動応答不可フラグの設定及び解除ができること。		
		4			団体内統合宛名番号単位で不開示該当フラグの設定及び解除ができること。		
		5			特定個人情報単位で不開示該当フラグの設定及び解除ができること。		
		6			自動応答不可フラグが設定されている団体内統合宛名番号又は特定個人情報を一覧で本システムの操作画面で確認できること。		
		7			不開示該当フラグが設定されている団体内統合宛名番号又は特定個人情報を一覧で本システムの操作画面で確認できること。		
3	5	1		自動応答不可設定時の対応（副本送信許可、一時情報入力、副本なし）	自動応答不可フラグが設定されている団体内統合宛名番号又は特定個人情報に対して情報照会が行われた場合において、登録済である副本の内容を返却できること。		
		2			自動応答不可フラグが設定されている団体内統合宛名番号又は特定個人情報に対して情報照会が行われた場合において、一時情報ファイル連携により内容を返却できること。 （CSVファイルの投入による対応が可能な場合も含む。）		○
		3			一時情報ファイルで返却する場合に、「開示」「不開示」のいずれかを設定できること。 （CSVファイルの投入による対応が可能な場合も含む。）		○
		4			自動応答不可フラグが設定されている団体内統合宛名番号又は特定個人情報に対して情報照会が行われた場合において、該当する副本を保有していない場合は、「副本なし」で返却できること。		
3	6	1		情報提供履歴	業務宛名番号、特定個人情報、対象期間等を検索キーとして、情報提供履歴を本システムの操作画面で検索し、該当する履歴がある場合は表示できること。		
		2			3-6-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合宛名番号を含めることができること。		○
4	1	1	庁内連携機能	庁内連携	自庁内の業務間で情報照会が行われた場合、本システム内に登録されている自庁内の副本の内容を返却すること。		
		2			番号法に規定されている特定個人情報及び条例で規定する特定個人情報を庁内連携するものとして管理できること。また、群馬県の事務ごとに独自レイアウトにも対応できること。		
		3			操作画面項目や照会履歴の管理等の機能は、情報提供NWSを介した情報連携と同等のものとすること。		○
5	1	1	システム管理機能	業務管理	番号法別表、情報提供主務省令第二条（旧別表第二）及び準法定事務主務省令の項目、情報照会を行う事務、情報提供を行う特定個人情報を関連付けた業務を登録・変更・削除できること。		
		2			業務ごとに対応する業務システムの有無、連携方法、連携ファイルの文字コード、FTP連携の有無について設定できること。		
5	2	1		ロール管理	本システムの各機能の実行可否を設定したロールを登録・変更・削除できること。 （管理者用機能と業務担当者用機能の利用権限を所属単位で付与することができれば、同等の機能とみなす。）		
		2			ユーザーの有効期限の設定を可能とし、あらかじめ設定した日に自動で有効、無効の切り替えができること。		
		3			一般利用者向けのロールのほかに、システム管理担当者専用のロールを登録できること。 （管理者用機能と業務担当者用機能の利用権限を所属単位で付与することができれば、同等の機能とみなす。）		
5	3	1		ユーザ管理	ユーザー登録用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、複数のユーザーを一括で登録・変更・削除できること。		
		2			各ユーザーに対して複数の業務及びロールを登録できること。		○
		3			各ユーザーに対して所属単位で業務及びロールを登録できること。		○
		4			各ユーザーに対して有効期限の設定を可能とし、あらかじめ設定した日に自動で有効、無効の切り替えができること。		
		5			ユーザー自身が自分のユーザーIDのパスワードを変更できること。		
		6			初期パスワードをシステム管理担当者が設定できること。		
		7			初回ログイン時に、パスワード変更をするように強制できること。		○
		8			ユーザーの登録状況について、登録されている業務、ロール等を一覧で本システムの操作画面で確認又はファイルに出力できること。		○
		9			CSVなどによるユーザーの一括登録を行った際に、登録完了メールを各ユーザーに送付できる、又は完了を通知できること。		○
5	4	1		データ標準レイアウト管理機能	データ標準レイアウトに基づき、事務単位で照会可能な情報と項目、提供すべき情報と項目を管理できること。		
5	5	1		配信マスター管理	中間サーバーより情報提供NWS配信マスターを取得し、本システムに適用できること。		
		2			中間サーバーより独自マスタを取得し、本システムに適用できること。		
		3			情報提供NWS配信マスターの適用日時を確認できること。		
		4			業務システムに配布するために、取り込んだ情報提供NWS配信マスター情報をCSV形式のファイルとして出力ができること。 （運用により求めに応じて必要な文字コードに変換したファイルを提供可能である場合も含む。）		
5	6	1		ログ管理	利用者が行った操作に関して、操作日時、ユーザーID、対象業務、対象処理等のログを保存すること。		
		2			中間サーバーとのシステム間連携について、連携日時、電文ID、電文結果コード等のログを保存すること。		

項番			機 能 名		概 要	備考	任意
			大項目	中項目			
		3			保存したログについて、日時、ユーザーID等の項目を検索キーとして検索できること。		
		4			ログの検索結果をファイルに出力できること。		
		5			ログの保存期間の設定ができること。		○
5	7	1		カレンダー登録	土日祝日以外の休日の登録及び土日祝日の稼働日への変更をできること。		
		2		スケジューラー	月次、日次、定周期等で特定のバッチ処理を起動できること。 また、随時実行もできること。		
		3		運用機能（利用者周知）	システムメンテナンス等の利用者周知事項をトップ画面に表示できること。		
		4		運用機能（メール通知）	連携処理等のエラーをメールで通知できること。		
6	1	1	共通機能その他各種機能	ユーザログイン	職員ごとに発行するユーザーIDとパスワードの組み合わせでログインできること。		
		2			一定時間操作がないユーザーIDに対して自動ログオフを設定できること。		
6	2	1		ファイルの入出力	本システムと各既存業務システム・非電算業務との間でやりとりするデータ入出力ファイルはCSV形式が可能であること。		
		2			本システムと各既存業務システム・非電算業務との間でやりとりするデータ入出力ファイルの文字コードはUTF-8、SJISが可能であること。		
		3			本システムに対して手動でデータ入力用ファイルの取り込みを行う際は、取り込みの都度、該当するデータ入力用ファイルを操作端末の任意のフォルダーから選択できること。		
		4			本システムから手動でデータ出力用ファイルの出力を行う際は、出力の都度、任意のフォルダーをデータ出力用ファイルの出力先として選択できること。		○
		5			アップロードしたデータ入力用ファイルに不備がある場合は、不備がある旨のエラーを表示した上で、どのデータに不備があるかを確認できること。		
		6			データ入力用ファイルに外字等が含まれる場合は、「●」等の文字に縮退する、又は内字に置き換えたうえで取り込めること。		
		7			データ入力用ファイルごとに処理し、本システムへの取り込み結果等を確認できること。		
6	3	1		中間サーバー連携	中間サーバーの方式設計書及び外部インターフェイス仕様書に準じて中間サーバーとのシステム間連携を行うこと。		
		2			本システムで中間サーバーへの連携対象の操作が行われた場合、随時又は定期的に中間サーバーとのシステム間連携を行うこと。		
		3			中間サーバーとのシステム間連携の結果について、正常・異常の別、中間サーバーの処理結果詳細コード、処理結果メッセージを本システムの操作画面で確認できること。		
		4			中間サーバーが稼働時間外の場合でも、本システムの操作画面での入力や、データ入力用ファイルを登録できること。中間サーバーが稼働時間外の場合は、本システムに蓄積し、中間サーバー稼働時に自動で連携を行うこと。		
		5			中間サーバーの稼働状態の確認を行い、中間サーバーの業務状態を本システムの操作画面に表示できること。		
6	4	1		アクセス制御	団体内統合宛名番号ごとに関連付けられた業務を管理し、業務担当職員においては、個人番号、業務宛名番号、基本4情報、情報照会履歴、副本情報等の登録データは同一業務内でのみ参照可能とすること。		
		2			情報照会機能及び情報提供機能の操作画面上、個人番号が表示される場合は非表示にできること。		○
6	5	1		排他制御	データの整合性を保つためにデータ更新等を一時的に制限すること。		
6	6	1		マニュアル	本システムの操作方法を説明するマニュアル又はヘルプメニューが本システムの操作画面で参照又はダウンロード可能であること。		○
6	7	1		情報提供等記録の追記	中間サーバーに対して、情報提供等記録の取得依頼を要求し、その結果を確認できること。		○
		2			中間サーバーに対して、記録事項変更事由の追記依頼を要求し、その結果を確認できること。		○
6	8	1		処理状況履歴確認機能	二重照会を防ぐために、ユーザーが操作した中間サーバー等への要求、結果の返却及び処理状況を、ユーザー自身のステータス確認画面等で確認できること。		
		2			二重照会を防ぐために、業務担当職員においては、ステータス確認画面等で、同じ業務内の他ユーザーが行った中間サーバー等への要求、結果の返却及び処理状況が確認できること。		
6	9	1		（非電算事務用）団体内統合宛名番号管理	非電算事務の団体内統合宛名番号の登録／符号取得等を管理できること。		
		2		（非電算事務用）情報照会要求登録	非電算事務の情報照会依頼／照会結果の取得等を管理できること。		
		3		（非電算事務用）副本登録、更新	非電算事務の副本登録／副本登録内容の取得等を管理できること。		
6	10	1		（共通変換機能）データ抽出機能	画面から抽出条件を指定し、特定の連携ファイルから該当行のみを抽出できること。		○

項番			機 能 名		概 要	備考	任意
			大項目	中項目			
		2			抽出機能に設定する条件を画面から入力できること。		○
		3		(共通変換機能) 文字コード変換表設定	標準提供されているSJIS、UTF8、JIS以外に特殊な文字コード変換を行う際に文字コードの変換ルールを登録できること。		○
		4		(共通変換機能) マスタコード値変換	システム間で異なるマスタコード値を変換し、統一できること。		○
		5		(共通変換機能) ファイルレイアウト変換	システム間で異なる列配置等を変換し、統一できること。 また、N対1のファイル変換もできること。		○
		6		(共通変換機能) ファイル形式変換	システム間で異なるファイル形式（XML、CSVなど）を変換し、統一できること。		○
		7		(共通変換機能) データ形式変換	日付や数値等の形式を変換し、統一できること。		○
		8		(共通変換機能) ファイル取込結果ダウンロード機能	本システムへのファイル取込結果をCSVファイルに出力できること。		○
6	11	1		(情報提供等記録開示システム連携機能) お知らせ情報登録	中間サーバー経由で住民に送信するお知らせ情報を登録できること。		
		2		(情報提供等記録開示システム連携機能) お知らせ情報送信	中間サーバー経由で住民に送信するお知らせ情報を送信できること。		
		3		(情報提供等記録開示システム連携機能) お知らせ定型文登録	中間サーバー経由で住民に送信するお知らせ情報の定型的な文章を登録／保存できること。		
		4		(情報提供等記録開示システム連携機能) 自己情報提供機能	住民からの副本問合せ（自己情報提供要求）の応答状況を表示できること。		
6	12	1		クラウド環境	LGWAN-ASPサービス方式又はガバメントクラウド共同利用方式で利用できること。		
6	13	1		冗長化	一部のネットワーク又はサーバー機器等に障害が発生してもシステム停止に至らないよう、単一障害点への対策など、必要な冗長化を行うこと。		○
6	14	1		マイナポータル連携機能	マイナポータルと業務システムの自動連携機能について、大規模なシステム改修を経ることなく導入できること。		○